（登録に係る公示事項）

第十三条　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～九　（略）

十　登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、第五条第二項第二号に掲げる事項

十一　（略）

十二　明細書

十三　生産行程管理業務規程

（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条　法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　構成員たる生産業者が法第三条第一項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示を使用していることを確認すること。

五　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第三条第二項の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

六　登録標章の使用に関する基準を定め、構成員たる生産業者が法第四条第一項の規定及び当該基準に従って特定農林水産物等又はその包装等に登録標章を使用していることを確認すること。

七　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第四条第二項の規定及び前号に規定する基準に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

八・九　（略）

（登録に係る公示事項）

第十三条　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～九　（略）

十　登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、第六条第二項第二号に掲げる事項

十一　（略）

十二　第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項とが異なる場合には、その旨及びその内容

（新設）

（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条　法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　構成員たる生産業者が法第三条第一項及び第四条第一項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認すること。

五　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第三条第二項又は第四条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

（新設）

六・七　（略）

（生産者団体を追加する変更の登録）

第十七条　第五条第三項及び第四項、第六条、第七条の二から第十一条まで並びに第十三条から第十五条までの規定は、法第十五条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第五条第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第五号」と、第六条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号から第六号までに掲げる書類」と、第七条の二中「別記様式第一号の二」とあるのは「別記様式第五号の二」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第六号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日並びに第一号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項」と読み替えるものとする。

（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録）

第十八条　法第十六条第一項の変更の登録の申請書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（生産者団体を追加する変更の登録）

第十七条　第五条、第六条第三項及び第四項、第七条から第十一条まで並びに第十三条から第十五条までの規定は、法第十五条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第五号」と、第七条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号から第六号までに掲げる書類」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第六号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日並びに第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事項」と、同条第十二号中「第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号」とあるのは「登録に係る法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた同項第四号から第六号」と読み替えるものとする。

（明細書の変更の登録）

第十八条　法第十六条第三項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更

二　登録に係る特定農林水産物等の名称が法第十三条第一項第四号ロに該当する場合において、当該登録後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加

三　誤記の訂正

四　前三号に掲げるもののほか、法第七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更